

平成 26 年度 行政事業レビュー公開プロセス事前勉強会 議事概要【総務省】

説明案件：0120 無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業）【最終回説明】

1. 日時：平成 26 年 6 月 16 日（月）17 時 40 分～18 時 40 分
2. 会場：総務省第 3 特別会議室（総務省 11 階）
3. 外部有識者：次のとおり（敬称略）。
北大路信郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授
土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授
山田 肇 東洋大学大学院経済学研究科長・経済学部教授
4. 説明者：総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室
5. 事務局：総務省行政事業レビュー推進チーム事務局（大臣官房会計課及び大臣官房政策評価広報課）
6. 陪席：内閣官房行政改革推進本部事務局
7. 概要：最初に説明者から、資料に沿って説明。引き続き、出席された外部有識者の先生方と以下のとおり質疑応答・意見交換を実施。

意見・質問	回答
<p>（山田先生）</p> <p>前回の勉強会で、例えば国民の安心・安全に関わることであることから、より一層、防災行政無線の戸別受信機の普及促進に努めるべきであるという意見が外部有識者から発言があったが、それは、この事業が防災のための事業だということで発言されたものである。</p> <p>しかし、実際には、電波法第 103 条の 2 に基づく電波利用料ということであるので、電波利用料の用途として正しいのかどうか、</p>	<p>（柳島室長）</p> <p>先生のおっしゃったとおり、この事業につきましては、電波利用料の施策として、きちんと事業が行われているかどうか、行政事業レビューのポイントであると思っている。</p> <p>本日の説明は、前回までのおさらいも含めて、こういった流れでしたというところをご説明させていただいた。</p> <p>事業の結果として、国民の安心・安全に資するというのが達成できれば良いということで、そこまでの評価というのが、この時点でできるとは考えておりません。</p>

<p>合理的に支出されているのかどうかを、評価すべきであるのに、総務省側の説明がずれていたもので、そういう反応が起きてしまったと思っている。</p> <p>今回の説明についても、第1回勉強会の説明資料と第2回勉強会の説明資料との間で明らかにスタンスが違っていて、前半は防災の話になっていて、後半は電波利用料の話に近いのだが、どちらを議論してほしいのか。</p> <p>私は、どう考えても電波利用料が有効的に正しく使用されているか、もっと良い使用方法があるのではないかについて議論すべきではないかと思う。</p>	
<p>(山田先生)</p> <p>そこは、本番では、5分間で説明しなければならぬので、ちゃんと絞ってもらわないと、インターネット生中継を見ている国民の方々、後日、この行政事業レビューシートをダウンロードした方々は、勘違いしてしまう恐れがあるので、是非、説明をきちんとしていただきたい。</p> <p>電波の有効利用として考えたらどうするのかというと、これは150MHzを</p>	<p>(柳島室長)</p> <p>ご指摘のとおり、150MHz帯には、消防・救急無線と防災行政無線だけで使っているというわけではなくて、その他の方々も使っている。</p> <p>それにつきまして、今後は、情報通信審議会の答申にあったように鉄道無線、水防用の無線機がデジタル化する際に使用することになるが、システムをどういう構成にするかなどについては、これから検討することになる。</p> <p>このときに、実際に消防・救急無線と防災行政無線が移行しただけで、使えるようになるのかとすることについては、これからの検討になる。</p>

<p>どかすという話である。</p> <p>電波というのは、残念ながら、新しい周波数帯というのは、ものすごく高い周波数に少しあるくらいで、なかなか無いので、玉突き的に移行しなければならないのは当然で、私は150MHz帯を動かすというのは、いいことだと思う。</p> <p>150MHz帯には、新聞事業者にも割り当てられているが、彼らはいつ移行するのか。移行するのにその費用を補助してくれとか言っているのか。</p> <p>あるいは、鉄道事業は、今後、長期的には、デジタル化をして、150MHz帯を使用するが、今、アナログで使っているものはどうなるのか。</p> <p>金融事業はどうか。</p> <p>アマチュア無線はどうなるのか。</p> <p>そういうものが全部移行しないと、150MHz帯のごく一部の消防・救急無線と防災行政無線を移行したって、次の用途には使えないだろう。</p> <p>全体スケジュールとして、動きはあるのか。</p>	
<p>(山田先生)</p> <p>そうすると、今、移行するのに、補助金を出したと</p>	<p>(柳島室長)</p> <p>先ほどご説明したとおり、周波数の移行には、非常に時間を要するものであるので、目標という意味では、消</p>

<p>しても、後で使えるかどうかもわからないのに、差し当たり、移行するのに補助金を出しているとしたか聞こえなくて、目標がないのにやっている計画という意味になり、大きな批判を受けることになるが、全体のストーリーとして、新聞事業は移行してもらおうとか、アマチュアは移行してもらおうとか、そういうのがなければ、話が通じないのではないか。</p>	<p>防・救急無線は平成 28 年 5 月末までにやるということ、その他自治体については、無線機器の更改等のタイミングにデジタル化してくださいとお願いベースではあるが、実施しているところ。</p> <p>いずれにしても、何もしないでいいということには、当然ならないので、きちんと日頃からどんどんデジタル化を進めると言うことが、我々の任務であると認識している。</p> <p>その中で、他のものについて、移行の際には補助をしないのかというご指摘については、基本的には、公的機関であるという部分と国民の生命・財産に非常に密接に関係している部分であるという 2 点を上げて、補助金を出しているということで、一般の方々、民間の方々へ補助金を出して移行するといったことはやっておりません。</p> <p>タクシー無線についても、デジタル化しているが、これらについては、免許人の方々の自助努力で、デジタル化していただいている。</p>
<p>(山田先生)</p> <p>電波法によれば、電波免許というのは 5 年間の時限で与えられるものである。</p> <p>つまり、原理原則から申せば、5 年経たら免許を返上しなければならないものである。</p> <p>新聞事業者に対して、新聞事業用の無線は、そもそも時限的に免許しているので、返してくれといえれば、それで済む話である。</p> <p>昔々はそのようにやってきたところだが、テレビをデジタル化するときに、アナログ用周波数からデジタル用周波数への移行</p>	<p>(柳島室長)</p> <p>150MHz 帯につきましては、少なくとも消防・救急無線と防災行政無線に使っている部分につきましては、空きますといったことは、間違いない。</p> <p>その他の免許人の方々にご協力いただく必要性については、今後検討していく必要があるかと思う。</p> <p>それから例えば新聞社とおっしゃいましたが、その他の方々からも、自分のところも非常に大事なので、補助してくれと要望が出されるのではないかという懸念が示されましたが、それは、至極ごもっともな話だと思う。</p> <p>そこで、電波利用料の用途については、電波法で厳しく限定列挙されており、何でも使えるという事にはなっていない。</p> <p>今回の消防・救急無線と防災行政無線のデジタル化に支出することは、国会においてご審議を経た上で、対応している。何にでも使えることになるというようなご懸念について、まさに国会においてご審議いただいたところ。</p>

<p>に非常に費用がかかると いうことで、電波利用料から 1,800 億円ぐらいの補助 金を出して、移行を促進し た。</p> <p>私は当初、反対ではあつ たが、結果的には、良い事 をやったと思っている。</p> <p>しかし、テレビのデジタ ル化事業が終わった頃に、 この話が出てくるとなると、 移行するために、何ら かの理由を付けて、電波法 を改正するといった事がある のではないか。</p> <p>新聞社などは、当然のこと ながら、民主主義の根幹 を担う事業のための通信 手段であって、国民の負担 で移行するのは当然だと かとんでもないことを言 い出す可能性もある。</p> <p>そういうことを考えて、 150MHz 帯は、ちゃんとう いうことをやることによ って、空く様に見えてきて いるのか、展望があるのか というのが、一番大事な質 問である。</p> <p>ないとなったら、この事 業でやったことは無駄だ と判断せざるを得ない。</p>	
	<p>(事務局)</p> <p>冒頭、先生に頂きました、公開プロセスの場できっち り説明をして欲しいということで、資料について、ト ーンが違う資料が混在しているので、明後日の公開プロセ</p>

<p>(山田先生)</p> <p>例えば、行政事業レビューシート of 事業の目的についても、「市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化を推進し、周波数の一層の有効利用を図る事を目的とする」と書かれているが、これだと防災行政無線などに係る修飾語が長いので、読んでいる人に誤解を招くことになるが、「周波数の有効利用を図るために防災行政無線及び消防・救急無線をデジタル化する」に変更するなどしないと、聞いている人は、誤解するだろう。</p> <p>なので、精緻で見て、直せるところは直していただきたい。</p>	<p>スまでには、説明資料の方の精査をさせていただきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>当日までに対応したい。</p>
<p>(土居先生)</p> <p>基本的に、どこまでを公開プロセスにかけるかというか、特に電波利用料の使い道という事であるから、極端に言うと、この事業でお金を使わないでいいとなったからといって、何か他の電波の有効利用と無関係の教育とか社会保障にお金が使えるとい</p>	<p>(事務局)</p> <p>確かに、電波利用料という特殊性があるというところが、あるかもしれない。</p>

<p>う話ではない。</p> <p>であるので、議論の制約 というか、非常に強い足枷 だと私は思っているが、ど こまで踏み込めるのか、つ まり、どこまでこの事業に 有効性があるのか無いの か、無駄であるのか無いの かについて、仮に、無駄と なったとしても、結局は、 電波利用料の話だろうと。 他のものに流用できない だろうと。</p> <p>そうすると、結局どうす るかという、また何か別 の電波がらみの事業を立 ち上げて、それに使うとい う話に終わってしまうの ではないかという空しさ。 というか、踏み込めないも どかしさ。</p> <p>議論をする上で、上手 く、消化できないのかなと 事務局の説明や山田先生 の話を聞いていて、思っ いたところである。</p> <p>基本的には、山田先生が おっしゃったことが核心 を突いているのではない かなと思っている。</p>	
<p>(北大路先生)</p> <p>第3回勉強会では30分 ぐらいで説明していただ いたが、公開プロセスでは 5分で説明していただく ので、本当に一番肝心なとこ</p>	

<p>ろだけ、ご説明いただきたい。</p> <p>山田先生のコメントが一番大事であると思っている。</p> <p>資料の中に電波利用料の話が出てきていない、実はこの仕事は、電波利用料財源を用いているという事と、そのために電波の有効利用、そして有効利用するために周波数を移行していただきたいのだが、むやみやたらに移行するのではなくて、最も優先的に自治体がやっている防災に役立てる、緊急の目的のために役立つからこそ、電波利用料を使う価値があるのだということを、5分くらいで説明していただくと、何の仕事をしているのかわかるのではないか。</p> <p>山田先生の話聞いてるとそう思えてくる。</p>	
<p>(土居先生)</p> <p>他にも電波利用料で予算措置をしたい施策が目白押しのなかで、この事業をやっている環境であれば、電波利用料の違う使い方があるでしょうと言えるのだろうが、少なくとも私の印象で言うとそんな環境ではない。</p> <p>自治体からの要望があ</p>	

<p>ったので、電波と関係もあり、それなりに説明がつくので、この事業を始めた、という、予算を執行するにしても、その補助金の配り方を改める点について、公開プロセスで議論するのか、それとも、何故、自治体なのか、などを含めて議論をすればいいのか。</p>	
<p>(山田先生)</p> <p>電波利用料について、しっかり説明をした方が良い。</p> <p>電波利用料というのは、無線機器を使う人の皆が毎年払うものであって、600 億円程度の歳入があるものであり、半分以上は、携帯電話の利用者が携帯事業者経由で払っているものである。</p> <p>携帯電話というのは、乳児と超高齢者を除けば、ほぼ全員一台は持っているもので、電波利用料というのは、露骨に言えば、人头割の均等課税である。</p> <p>よって、電波利用料がちゃんと使われていると説明する必要がある。</p> <p>私は、この制度をとっても変だと認識しているが、決まっている事を、そもそも論を公開プロセスで議論しても仕方が無いのだから</p>	

<p>ら、説明者側にしっかりと有効に使っていると、国民の皆さんが毎年払っている一種の均等税が、心配ないと言っていたきたい。</p> <p>そういった説明に聞こえないのが問題である。</p>	
--	--